

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

		資料番号	3	担当課	林業政策課
法令名	愛媛県農林水産研究所使用規則	根拠条項	12	不利益処分の種類	花き研究指導室等の自由な使用の制限
<p>(花き研究指導室等の使用の基準)</p> <p>第12条 知事は、花き研究指導室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、花き研究指導室等を自由な使用に供せず、又は前条第1項の使用の許可をしないものとする。花き研究指導室等の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 花き研究指導室等の秩序を乱すおそれがあるとき。(2) 花き研究指導室等の設備、備品等を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。(3) 研究所の職員の指示に従わないとき。(4) 主として営利を目的として使用するとき。					